

戸籍謄・抄本等郵便請求申請書

本籍地の市区町村役場に請求ください。

令和 年 月 日

本籍	※請求する(必要な)戸籍の本籍		
筆頭者	※請求する(必要な)戸籍の筆頭者		生年月日 年 月 日生
必要な人の氏名	☆欄希望の方のみ記入		生年月日 年 月 日生
郵送してほしいもの ☆欄を希望される方は「必要な人の氏名」に記入してください。	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	通	450円
	☆戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	通	450円
	除籍全部事項証明書(除籍謄本)	通	750円
	☆除籍個人事項証明書(除籍抄本)	通	750円
	改製原戸籍(謄本)	通	750円
	☆改製原戸籍(抄本)	通	750円
	戸籍の附票(①~③の該当する方に印を付けてください。)	通	各市町村によって料金が異なりますので、請求先にご確認ください。
	①(謄本・☆抄本) ②本籍・筆頭者の表示(有・無)		
	③在外選挙登録地の表示(有・無)		
	附票の廃棄済証明書	通	
☆身分証明書	通		
その他()	通		
請求理由(具体的に)	請求者が「その他」の場合は、詳しく書いてください。(例:〇〇のため△△へ提出)		
	相続で請求される方(どのような記載が必要なのかを詳しく書いてください。) (例)被相続人〇〇〇〇の出生から死亡まで 子供(3人)がわかるもの など...		
その他連絡事項	附票の場合、必要な住所がある場合はお書きください。		
請求者	住所(〒 -)※本人確認書類が必要 都道府県 市郡区 区町村		
	氏名 印	昼間の連絡先(携帯・勤務先も可)	TEL() - TEL() -
戸籍に記載されている方との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他()		
	同封手数料	定額小為替 円分 同封	

※戸籍に記載されている人、配偶者・直系の親族の方以外の方が戸籍を請求される場合には、原則として委任状が必要です。

※請求者本人の氏名と住所を確認できるもの(有効な運転免許証・マイナンバーカード(写真付き)・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書・健康保険証や住民票)の写しを同封してください。

(パスポート・通知カードは不可)

・除籍について

除籍とは、戸籍に記載されている全員が除かれている事をさします。単に筆頭者が死亡したことでは除籍になりません。

・筆頭者について

筆頭者とは、戸籍のはじめに書かれている方の名前です。婚姻をしたらどちらかの氏を名乗ることになりますが、夫の氏を名乗ると夫が筆頭者、妻の氏を名乗ると妻が筆頭者となります。

なお、筆頭者の方が死亡しても筆頭者は変わりません。

・除籍、改製原戸籍の附票について

恵庭市では平成23年11月19日に戸籍がコンピュータ化され、それ以前の附票(改製原戸籍の附票)については、廃棄されているため発行できません。

なお、附票を廃棄した証明書は発行できますので、提出先に必要かどうかご確認ください。

・手数料について

手数料は、郵便局の**定額小為替**をご利用ください。(切手・収入印紙は不可)

現金を普通郵便で送ることはできませんのでご注意ください。

<手数料>

- ①戸籍全部・個人事項証明(戸籍謄・抄本) 1通 450円(全国一律)
- ②除籍全部・個人事項証明(除籍謄・抄本) 1通 750円(全国一律)
- ③改製原戸籍 1通 750円(全国一律)
- ④戸籍の附票・附票の廃棄済証明・身分証明 1通 300円(恵庭市)

※④については各市区町村によって手数料が異なりますので、本籍地の戸籍係にお尋ねください。

・速達について

お急ぎの方は速達で送付ください。

(例) 25グラムまでの定形郵便の場合 84円(郵送料)+260円(速達料)=344円 となります。

・郵送料及び封筒の大きさについて

枚数によって郵送料が変わります。複数請求される方はお手数ですが多めに切手を貼付してください。

また、枚数によっては、大きめの封筒にして頂かないと入らない事がありますのでご注意ください。

・本人確認書類について

運転免許証・マイナンバーカード(写真付、番号部分は不要)・住民基本台帳カード・障がい者手帳・在留カード・特別永住者証明書(外国人登録証明書)・健康保険証のコピー又は住民票の写し(3ヶ月以内のもの)をいずれか同封してください。(パスポート・通知カード不可)

※氏名と現住所が載っている部分の写しが必要です。

また、書類は市区町村役場に到着する日に有効なものに限ります。

